

## 大熊町交流ゾーン整備 質問回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	添付B1 諸元表		交流施設 多目的ホール 多目的ホール舞台	①空調加湿の成行の意味は何でしょうか。制御をしないで加湿をすることでよろしいでしょうか。また、冬季の湿度50%とは(成行50%)に変更してよろしいでしょうか。	成り行きとは、冷房・暖房時湿度制御をしないことです。設計条件の冬季に加湿%の記載のある部屋は、その相対湿度を確保するための加湿器を設ける必要があります。冬季の湿度に関しては、諸元表【添付B1】に記載のとおりとします。
2	添付B1 諸元表		交流施設 WC(男)1 その他のトイレ	省エネの観点からWC換気回数は5回換気としたいのですがいかがでしょうか。シャワートイレ等衛生面の発展もあり問題は特にないかと思います。概要書 諸元表M-3 5.換気にも記載事項。	諸元表【添付 B 1】に記載のとおりとします。トイレの臭気を取る事が優先です、省エネはエアバランスを考慮しながら余剰空気を有効に利用すれば可能です。
3	基本計画図	A-09 M-22		北側商業施設と交流施設との境界線の形状が北正面駐車場で違いますがA-09を優先してよろしいでしょうか。	敷地境界線の形状は敷地レイアウトイメージ(案)【添付 B 2】を想定しています。詳細は実施設計での協議により決定します。
4	基本計画図	M-22	浄化槽	浄化槽設置位置ですが常時管理の必要性の観点より駐車場から緑地に設置できるものは今後、実施計画で検討し、可能なものは変更してもよろしいでしょうか。また、臭突立ち上げ位置の指定はございますか	敷地レイアウトイメージ(案)【添付 B 2】に記載のとおりとします。また、供給処理施設等の配置に関しては、整地計画平面図【参考資料1】を前提とします。臭突の立ち上げ位置は、建屋の中にPSを設け、臭気の影響がない高さに開放してください。
5	基本計画図	M-21		湯切れの問題、省エネ、故障時の対応を考えると、温浴施設の給湯システムを貯湯式から連結型ガス給湯機システムに変更してもよろしいでしょうか。	概要書、諸元表【添付 B 1】に記載のとおりとします。湯切れは、必要容量の貯湯槽を設ければ問題ありません。
6		一般		飲料水の遊離残留塩素濃度について計画地が一般地と考えると、0.2PPMではなく0.1PPMとし塩素滅菌器を受水槽には設置しない仕様で考えたいと思いますがよろしいでしょうか。	概要書【添付 B 1】に記載のとおりとします。仕様状況が不明であるため、概要書【添付 B 1】に記載のとおり給水流量比例型塩素注入装置を設置することとします。
7	概要書 諸元表	E-12	971L X	E-12の照度分布図では平均照度が971LXになっていますが、別紙B1諸元表では750LXと表記されています。照度分布図はシミュレーション数値ということなので750LXを基本に考えたいと思いますがよろしいでしょうか。	よろしいです。
8	概要書 諸元表	M-7	E-配管・ダクト材料 生活用排水管	生活用排水管(縦管 横引管)が排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管になっていますが施工の省力化を考えて排水用硬質塩化ビニル管に変更したいのですがよろしいでしょうか。	概要書、諸元表【添付 B 1】に記載のとおりとします。
9	概要書 諸元表	M-7	E-配管・ダクト材料 給水管(加湿)	施工の省力化を考えて給水管(加湿用)の管種を水道用硬質塩化ビニル管に変更したいのですがよろしいでしょうか。	概要書、諸元表【添付 B 1】に記載のとおりとします。
10		一般	電気エコケーブル	エコケーブルの使用についてですが、高圧キャビネットから受変電設備までの1次側配線に使用したいと考えておりますがよろしいでしょうか。	エコケーブル(6.6KV CETケーブル)又は6.6KV CVTケーブルとしてください。
11	概要書 諸元表	A-15	2. 構造設備 2) 耐震安全性の目標	構造はⅡ類の性能を持ち合わせております。上記以外の付属棟の耐震構造は建築非構造部材B類として、証明は今後させていただきますがよろしいでしょうか。	概要書【添付 B 1】に記載のとおりとします。
12	添付B1	A-2	(4) 7行目	商業施設は準耐火構造～ ※上記構造以外での対応は可能でしょうか？	概要書【添付 B 1】に記載のとおりとします。遵法性に準じて計画してください。
13	添付B1		(4) 16行目	将来的な店子～ ※ある程度対策に関しては当方での仕様等を示していく形で良いでしょうか？ →具体的な対策、ビット等の考え方はどのように検討したらよろしいでしょうか？	ご提案頂く形でよろしいですが、詳細は実施設計での協議により決定します。

## 大熊町交流ゾーン整備 質問回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
14	添付B1	A-7 A-8		外部仕上げ ※記入仕様に関しては適宜根拠に応じた修正、変更は可能でしょうか？	概要書、諸元表【添付 B 1】の記載内容から性能が向上する提案であれば、可とします。
15	添付 B 1	A-6	(6) ④	「窓口カウンターには機械式テンキー付の扉を設けることにより、事務室と一般エリアを明確に分け」とありますが、基本設計図の交流施設の事務室はオープンになっているように見受けられますが、扉は設けなくて宜しいですか。	概要書、諸元表【添付 B 1】に記載のとおりとします。詳細は実施設計での協議により決定します。
16	添付 B 1	A-10	(6)	建物の鉄部は防錆対策を求めています、屋外の設備機器は防錆仕様としなくて宜しいでしょうか。	防錆仕様としてください。詳細は実施設計での協議により決定します。
17	要求水準書	26	セ	添付 B 1 に指定する家具・備品はどのページでしょうか。	概要書【添付 B 1】A-2～A-7、A-12～A-13、E-10～E-13、M-16～M-28等に記載しています。
18	特定建設工事共同企業体協定書 添付A10	2	第 1 1 条取引金融機関	共同企業体の名称を冠した代表企業名義の別口預金口座 →代表企業名義の別口預金口座としても問題はないでしょうか？	特定建設工事共同企業体協定書【添付 A 10】に記載のとおりとします。ただし、単独企業の場合は提出不要です。
19	全般			基本設計資料（説明書、設計図書）のご提示をお願いいたします。	基本設計資料は発注図書としていません。
20	全般			基本設計段階での交流施設、商業施設、宿泊温浴施設、それぞれの建築基準法上の用途をご教示願います。	交流施設は集会場、商業施設は飲食店、食堂又は喫茶店、パン屋等（作業場≦50㎡）、宿泊施設はホテル又は旅館、温浴施設は公衆浴場としています。ただし、実施設計では、宿泊温浴施設は1棟で想定しています。
21	A2_優先交渉者 決定基準	8	(3)	「地元企業の活用や地元資材の調達に係わる積極的な提案」とありますが、地元とは福島県内と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
22	概要書 諸元表	A1 1	(3)	配置の考え方：④郵便局（別途）とありますが、郵便局の整備期間をご教示願います。	現時点では、郵便局の開業を交流施設・宿泊温浴施設の開業時期に合わせる予定です。
23	概要書 諸元表	A1 1	(3)	計画敷地内の各エリアの地盤設定レベルと各建物の1F Lをご教示願います。	要求水準書に配慮の上、各エリアの地盤設定レベルと各建物の1F Lは、選定された者の提案を基に、協議により決定します。
24	概要書 諸元表	A-2 1		多目的ホールの天井高さが約6.5m以上となっておりますが、勾配天井（鉄骨表し）とした場合平均で6.5m以上確保すると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし、最低の天井高さ等、詳細は実施設計での協議により決定します。
25	概要書 諸元表	A-2 1		多目的ホールの舞台開口部に緞帳を設置とありますが、緞帳以外の部分には壁を設置すると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし、詳細は実施設計での協議により決定します。
26	概要書 機能構成図	A-4		概要書には「多目的ホールは、イベント広場と一体利用できるように東側ガラス面を全面開放できる設えとする」とありますが、機能構成図では多目的ホールの東側に共用諸室が有ります。風除室2の他にイベント広場に入入りできる開口部が有れば良いと考えてよろしいでしょうか。	機能構成図【添付 B 2】は建物に必要な要素を示したものであり、配置を示したものではありません。多目的ホールはイベント広場に面するように計画し、ガラス面を全面開放できる設えとします。
27	諸元表	1		多目的ホールの天井が「鉄骨表し+高圧木毛セメント板」となっていますが、屋根の野地板とは別に、高圧木毛セメント板を張るという考えでよろしいでしょうか。また、その板厚をご指示願います。	よろしいです。板厚は選定された者の提案を基に、協議により決定します。

## 大熊町交流ゾーン整備 質問回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
28	概要書 諸元表	A-3 1		運動スタジオに関して、概要書には「トレーニング用運動器具設置」とありますが、諸元表には記載がありません。トレーニング用運動器具は別途と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。	
29	概要書	A-4		宿泊温浴施設のテーブル・イス・マッサージチェア・足揉み機等は、別途と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。	
30	概要書	A-5		商業施設の備考欄の、「※1 設置機器は基本設計図【参考資料2】商業施設参考機器リストによる」とありますが、基本設計図は添付資料に有りません。概要書に記載の機器リストと読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。	
31	概要書	A-9		「天井高が6m以上かつ天井面積が200㎡以上の場合はフェールセーフを採用する」とありますが、直天上の場合は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	遵法性に準じて計画してください。	
32	概要書	A-9		「露出する鉄骨部は耐火シートまたは耐火塗装とする」とありますが、床面から4m以上の梁については、耐火処理は不要と考えてよろしいでしょうか。	遵法性に準じて計画してください。	
33	敷地レイアウト イメージ			各敷地の敷地境界線を建物の延焼ラインに影響しない位置に移動することは可能でしょうか。	可としますが、詳細は実施設計での協議により決定します。	
34	添付B1-1概要書	E-6	1 4	(1) (1)	商業施設の高圧キュービクル設置場所について、「1. 構内配電線路」では「電気室の屋内型キュービクル式受変電設備」とありますが、「4. 受変電設備」では「屋外に屋外型キュービクル式受変電設備」となっています。キュービクルは屋外設置と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
35	添付B1-1概要書	M-1 M-2	基本 方針 2	(2) (2)	交流施設の空調吹き出し方式について、M-1では「多目的ホールを含め、天井がない諸室の空調は、居住域を有効に空調が行える床下吹き出成層空調方式とする」とありますが、M-2では上部吹き出しの内容となっています。詳細が記載されているM-2を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
36	添付B1-1概要書	M-2 A-9	1 1	(3) (6)	交流施設の各部屋の許容騒音値について、M-2では「一般居室の空調騒音はNC-50以下とする」とありますが、A-9では「NC-40～45以下を基本とし、遮音性能を有する部屋はNC-40以下とする」となっています。M-2を正と考えてよろしいでしょうか。	A-9を正とします。
37	添付B1-1概要書 諸元表	M-3 1	2	(4)	交流施設の書庫の全熱交換器について、概要書では加湿あり、諸元表では加湿なしとなっています。諸元表を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
38	添付B1-1概要書 諸元表	M-3 1	2	(4)	交流施設の風除室3について、概要書では全熱交換器(加湿付)+空調機となっていますが諸元表では空調機・全熱交換器の設置がありません。諸元表を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
39	添付B1-1概要書 諸元表	M-4 1	5	(3)	交流施設のクッキングスタジオの換気方式について、 ・概要書文章：3種換気 ・概要書図面：給気ファン+排気ファン ・諸元表：全熱交換器+排気ファンと相違していますが、 ・通常換気時：全熱交換器(加湿付) ・厨房使用時：給気ファン+排気ファンと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
40	添付B1-1概要書	M-12	2	(1)	商業施設の小型貯湯式電気温水器10Lの設置数量に関しては「参考資料衛生器具表」を参照とありますが、衛生器具表が見当たりません。諸元表を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。

## 大熊町交流ゾーン整備 質問回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
41	添付B1-1概要書 諸元表	M-12 5, 6	2 (1)	商業施設の飲食店舗(1)(2)(3)(4)の厨房給湯について、概要書では32号LPG給湯器ですが、諸元表では24号となっています。諸元表を正と考えてよろしいでしょうか。	概要書【添付 B1】を正とします。
42	添付B1-1概要書 諸元表	M-12 5, 6	2 (1)	商業施設の店舗(6)美容室内、店舗のガス給湯器について、諸元表では24号LPG給湯器の設置となっていますが、概要書ではガス給湯器について記載がありません。諸元表を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
43	添付B1-1概要書	M-30 M-31	2 (5) 5 (5)	宿泊温浴施設の廊下の換気方式について、M-30では全熱交換器(加湿付)ですが、M-31では自然給気+排気ファンとなっています。M-31を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
44	添付B1-1概要書	M-6 E-5	5 (1) 16 (3)	交流施設の防火対象物の用途について、M-6では「16項イ」となっていますが、E-5では「1項ロ」となっています。E-5を正と考えてよろしいでしょうか。	M-6を正とします。 ただし、防火対象物の用途については実施設計段階で審査機関と協議願います。
45	添付B1-1概要書	M-13 E-9	5 (1) 15 (3)	商業施設の防火対象物の用途について、M-13では「全体：16項イ 店舗：飲食店 3項ロ 店舗：4項」となっていますが、E-9では「3項ロ又は4項」となっています。M-13を正と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。 ただし、防火対象物の用途については実施設計段階で審査機関と協議願います。
46	添付B1-1概要書	M-34 E-17	5 (1) 16 (3)	宿泊温浴施設の防火対象物の用途について、M-34では「全体：16項イ 温浴施設：公衆浴場(9項イ) 宿泊施設：宿泊所(5項イ)となっていますが、E-17では「16項イ(5項イと9項ロの複合施設)」となっており、9項のイとロが相違しています。M-34を正と考えてよろしいでしょうか。	E-17を正とします。 ただし、防火対象物の用途については実施設計段階で審査機関と協議願います。